

# 倉敷市 AI 型デジタルドリル導入業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本要領は、倉敷市 AI 型デジタルドリル導入業務委託の実施にあたり、必要な知識と経験を有し、最も優れた提案を行う事業者を優先交渉権者として選定することを目的に、必要な事項を定める。

上記の選定に当たっては、広く提案を求めるため、公募型プロポーザル方式を採用する。

## 2 業務の概要

### (1) 委託業務名

倉敷市 AI 型デジタルドリル導入業務委託

### (2) 業務目的

本業務は、GIGA スクール構想により 1 人 1 台配備されたタブレット端末を活用し、倉敷市内の児童生徒を対象に、AI 型の「学習支援ソフト」(AI 型デジタルドリル) を導入することで、習熟度に合わせた「個別最適な学び」の実現を日常的に支援し、基礎学力の定着を図ることを目的とする。又、学習履歴の活用により、より実態に即した学習支援が行えるように整備するとともに、家庭学習の中にも位置付けることで、学習に向かう時間を増加させる。

### (3) 業務内容

別紙「倉敷市 AI 型デジタルドリル導入業務委託仕様書」のとおり

なお、本業務は委託者である倉敷市教育委員会事務局（倉敷市西中新田 640 番地 倉敷市役所本庁舎 9 階、以下「事務局」という。）の担当者と綿密な協議のうえ、実施するものとする。

### (4) 委託契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

### (5) 委託費限度額

年間 16,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※導入費用及び運用費用の総額であり、この金額を超える契約はできない。

（この金額を超えた場合は失格となる。）

※支払い方法については、事務局と受託者の両方で協議の上決定する。

## 3 参加要件

参加できるのは、次の要件全てに該当する者とする。

### (1) 民間企業、シルバー人材育成センター、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）

に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を適格に遂行するに足る能力を有する者（宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）であること。

### (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者。

- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条第一項各号に掲げる者。
- (3) 賦課されているすべての税（国税、都道府県税、市町村税）を滞納していないこと。
- (4) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (5) 参加申込時に倉敷市から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 国及び地方公共団体の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を過去5年以内に、実施した経験があること。
- (7) 本市の情報資産を取り扱うため、「ISO/IEC27017」を取得していること。  
参加申込時にその停止および取り消し処分等を受けていないこと。また、倉敷市教育委員会から開示される機密情報について機密保持の誓約ができること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 参加資格確認申請書及びその添付書類に虚偽の記載がないこと。

#### 4 プロポーザル実施スケジュール

事 項	期 間
仕様書等公開	令和6年3月15日（金）
質問受付期限	令和6年3月26日（火）12時
質問に対する回答期限	令和6年3月28日（木）
参加申込の提出期限	令和6年4月4日（木）17時
参加資格の審査・通知	令和6年4月5日（金）
提案書・見積書等提出期限	令和6年4月16日（火）17時
プレゼンテーション・選考	令和6年4月中旬予定
選考結果の通知・公表	令和6年4月下旬予定
契約手続き	令和6年5月上旬
運用開始	令和6年5月末

#### 5 提案書募集に関する質問の受付及び回答

##### (1) 質問方法

様式5 質問書により、電子メールで「12 応募・問合せ先」に提出すること。電子メール送付時の件名は「日付・質問【倉敷市 AI 型デジタルドリル導入業務委託】」とすること。

質問を送った業者は、必ず電子メールを送付した旨を速やかに事務局に連絡すること。なお、電話、口頭による質疑は受け付けない。

##### (2) 質問受付期限

令和6年3月26日（火）12時まで

(3) 質問に対する回答期限

令和6年3月28日(木)に、ホームページに回答を公開する。

(4) その他

- ア 電話等による口頭での問い合わせには対応しない。
- イ 提案募集に関する質問は、必要に応じて質問者、またはホームページ上で回答する。
- ウ 質問の内容等に不明な点がある場合は説明を求めることがある。
- エ 質問の内容等によってプロポーザル方式による業者選定に公平性を保てないと判断した場合には、回答しないことがある。
- オ 提出期限までに到着しなかった質問についてはいかなる理由であっても回答しない。

## 6 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出すること。

(1) 受付期間 令和6年4月4日(木) 17時まで(時間厳守)

(2) 受付時間 9時から17時まで(土曜日・日曜を除く)

(3) 提出書類 ア 様式1 参加資格確認申請書(兼参加資格確認調書)

イ 納税証明書一式(国税、都道府県税、市町村税)

国税：所轄税務署で発行されるもの。

都道府県税：所轄県民局で発行されるもの。

市町村税：所轄市役所等で発行されるもの。

ウ 様式2 業務実績記載書

「3 参加要件」中(6)に定める実績を記載すること。

エ 「ISO/IEC27017」を取得していることを証明できるもの。

認定番号、事業者名、有効期間の記載があること、原本の写し等。

オ 様式3 機密保持誓約書

教育委員会より開示される機密情報の保持を遵守する旨の誓約書

カ 様式4 委任状(必要な場合のみ。)

キ 会社概要(様式任意)(履歴事項全部証明書)

(4) 提出部数 正本2部

(5) 提出方法

持参又は郵送により、「12 応募・問合せ先」に提出すること。なお、持参する場合は、事前に連絡の上、受付時間内に提出するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着(配達証明付きで送付)とする。

(6) 参加申込の結果通知

令和6年4月5日(金)に、提出書類に記載された担当者のアドレスへメールで「参加資格審査結果通知書」を送付し、参加の可否を通知する。

## 7 提案書の提出

(1) 受付期間 令和6年4月16日(火) 17時まで(時間厳守)

(2) 受付時間 9時から17時まで(土曜日・日曜を除く)

### (3) 提出書類

#### ア 様式6 提案書

下記の必要要件の内容を記載し、具体的な提案内容がわかる資料を作成すること。

また、提案書は提案者の技術的能力等を評価する必要な資料となるため、下記に記述のない部分は、関連する項目内に提案者自らの経験、調査等をもとに作成し、提案内容の充実に努めること。

#### 【提案書作成時の必要要件】

1	作成について	様式6を表紙とする。提案書は任意様式とし、A4サイズで作成すること。ページの上限は設けないが、常識の範囲内とすること。提案書の記載順序は次のとおりとし、順番を並び替えることは認めない。
2	記載事項 (提案内容)	ア 基本方針 (1) デジタルドリル運用の基本的な方針・考え方 ※ 仕様書をすべて満たしていることが分かるようにする。 ※ 独自の提案の特徴やアピールポイントがあればその概要 (2) 過去5年間の類似する業務の実績 (3) 同業務の導入実績を踏まえ、課題と対応状況 イ 業務の実施スケジュールについて (1) 業務の実施体制 (2) 時期・業務内容 ウ 事業費について諸経費の内訳と合計積算額 (1) コスト削減のポイント (2) 今後5年間の価格見込み

#### イ 様式7 見積書

提案書の後に付けること。

また、見積価格に係る積算内訳について、任意様式で添付すること。

### (4) 提出部数

ア 正本（法人名を記載したもの） 1部

イ 副本（正本の写し） 8部

ウ 電子媒体（CDまたはDVD等） 1枚

提案書一式の内容をPDF形式で保存した電子媒体を作成し、提出すること。

### (5) 提出方法

持参又は郵送により、「12応募・問合せ先」に提出すること。

なお、持参する場合は、事前に連絡の上、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着（配達証明付きで送付）とする。

## 8 プレゼンテーション

業者選定にあたっての公平性、透明性及び客観性を確保するために、提案内容のプレゼンテーションを実施し、審査委員会が本事業に最も適した提案をしたものを本事業の優先交渉権者

として選定する。

(1) 実施日

令和6年4月中旬予定

(2) 実施場所

倉敷市西中新田 640 番地 倉敷市役所本庁舎 9 階 教育委員室

(3) 所要時間

1 提案者につき、30 分以内（説明 20 分、質疑 10 分）

(4) プレゼンテーションの順番

参加申込受理の順番

(5) その他

ア プレゼンテーションに際しては、提出した提案書のみ使用すること。また、プレゼンテーション時に追加資料は認めない。

イ 説明を行う者は、原則として、業務を請け負った場合における主たる業務実施責任者とする。

ウ 実施日及び実施時間については、参加資格審査結果通知書発送の際に併せて通知する。

エ 説明に使用する備品（パソコン等）については、提案者で準備すること。ただし、プロジェクター及びスクリーン、接続ケーブル（RGB、HDMI）については、事務局で準備する。（Windows 対応。）また、インターネット環境についても必要な場合は提案者で準備すること。

オ パソコン等、プレゼンテーションの準備は、開始前の 10 分以内に行うこと。また、終了後は、10 分以内に撤収すること。

## 9 審査の実施

### (1) 審査方法

複数の審査員で構成する審査会において、提案書と見積書及びプレゼンテーション内容を総合的に評価した上で、委託候補者を選定する。

### (2) 評価基準

倉敷市AI型デジタルドリル導入業務委託 審査評価表				
	評価項目	評価の視点	配点	加点倍率
1	基本方針	提案の基本的な方針や考え方は妥当か。	10	
2	デジタルドリルとしての基本性能	ドリルに収録されている教材の問題数、内容、出題方式、モチベーション向上の面から、基礎学力向上につながる仕様になっているか。	10	有
3		ドリルでは、小・中学校において算数・数学及び英語を含む2教科以上の学習を必ず行うことができ、その他の教科も学習できる仕様になっているか。	10	
4		ドリルは、児童生徒の学習状況に合った「個別最適な学び」の実現を日常的に支援できる機能を有しているか。	10	有
5		ドリルは、家庭学習等、多様な場での学びが実現できる機能を有しているか。	10	有
6		ドリルでは学習履歴を多面的に分析し、学力向上等に結びつけやすい工夫があるか。	10	有
7		学校・教育委員会との連携について	サポート体制について、よく考えられているか。	10
8	教育委員会への資料及びデータの提供について、よく考えられているか。		10	有
9	現実性	提案内容は現実的であり、ログイン等が簡易で日常的な利用が可能なものになっているか。	10	
10	費用	上記項目を踏まえ、妥当な金額か。	10	

### (3) 選考方法

- ア 評価基準に基づき、提案書と見積書及びプレゼンテーションの審査により行う。
- イ 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の高い者から順に交渉を行う。
- ウ 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により順位を決定する。

- エ 評価点が基準点全体の 70%未満の場合は、交渉権者として選定しない。
- オ 参加者が 1 者であっても、評価点が全体の 70%以上であれば随意契約の交渉を行う。
- カ 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とする。

- ①参加申込がされていない、又は参加資格の審査により参加不可となった者。
- ②提出期限を過ぎて提案書を提出した者。
- ③提案書に虚偽の内容が記載されている者。
- ④審査の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた者。
- ⑤見積書の金額が委託費限度額を超えている者。

#### (4) 審査結果の通知方法

令和 6 年 4 月下旬に、プレゼンテーション参加者に文書で通知する。なお、選定結果に対する異議等は一切受け付けない。

## 10 契約に関する事項

### (1) 契約の締結

優先交渉権者と教育委員会の間で、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行った上で協議が整った場合、市の手続きを行った後に再度見積書の提出を求め、契約を締結する。

### (2) 契約保証金

倉敷市財務規則第 173 条により契約金額の 100 分の 10 以上の納付となる。ただし、倉敷市財務規則第 175 条に該当する場合は、契約保証金を減免する。

### (3) その他

- ア 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- イ 優先交渉権者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した参加辞退届（様式 8）を提出すること。なお、この場合、次順位者を優先交渉権者とする。
- ウ 業務の実施に際して個人情報を取得したときは、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、これを適切に取り扱うものとする。
- エ その他契約に関する条項は委託契約書案によるものとする。

## 11 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を教育委員会に請求することはできない。
- (2) 参加資格確認申請書（兼参加資格確認調書）（様式 1）の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式 8）を提出する。
- (3) 提案書及び見積書は、1 者につき 1 提案に限る。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 提出された提案書等は、このプロポーザルに係る審査以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、倉敷市情報公開条例に基づき対応するので、第三者に開示する場合がある。
- (6) 提出された提案書等は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

- (7) 提出期限以降における提案書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、教育委員会から指示があった場合は除く。
- (8) 提出された提案書等に虚偽の記載をした場合は、提案書等を無効とするとともに、プロポーザル参加資格停止の措置を行う。
- (9) 本業務を委託する相手方の決定については、選定業者を対象として教育委員会の内部手続きを経た上で決定されるもので、審査会の選定結果をもってただちに本業務を委託する相手方を決するものではない。
- (10) 選定結果に対する異議等は一切受け付けない。

## 12 応募・問合せ先

本事業の問合せ先、提出書類の提出先は次のとおりとする。

〒710-8565

岡山県倉敷市西中新田640番地

倉敷市教育委員会 学校教育部 指導課 担当 野口

電話 086-426-3831

FAX 086-421-6018

E-Mail schg@city.kurashiki.okayama.jp